

報道関係者 各位

令和8年6月19日

【照会先】

秋田労働局労働基準部賃金室

室長 佐々木 善則

賃金指導官 田原 啓則

(電話) 018 (883) 4266 (内線 331)

### 秋田地方最低賃金審議会（令和8年度第1回）の開催について

秋田労働局（局長 千葉裕子）は、秋田地方最低賃金審議会運営規程第2条に基づき、第1回秋田地方最低賃金審議会を下記の日時に開催します。

今回の審議会では、秋田県最低賃金の改正決定の諮問などを予定しています。

#### 記

1 日時 令和8年7月1日（水）午後3時00分から

2 場所 秋田合同庁舎 第1会議室（5階）秋田市山王7丁目1番3号

3 議題

- （1）令和8年度秋田県最低賃金の改正決定の諮問について
- （2）令和8年度審議方針について
- （3）令和8年度審議日程について
- （4）その他

4 傍聴等申込要領及び注意事項

（1）傍聴を希望する報道関係者は、住所、氏名、電話番号及び所属を明記の上、下記の宛先まで電子メールにてお申し込みください。

※締切：令和8年6月26日（金）17時必着

秋田地方最低賃金審議会事務局（秋田労働局労働基準部賃金室内）

E-mail：chinginshitsu-akitakyoku@mhlw.go.jp（@以下はエム、エイチ、エル、ダブルユ〜）

（2）会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しましては、個別に御連絡させていただきます（傍聴可能な方については、特段御連絡いたしません。）。

（3）カメラ撮りは冒頭のみとさせていただきます。

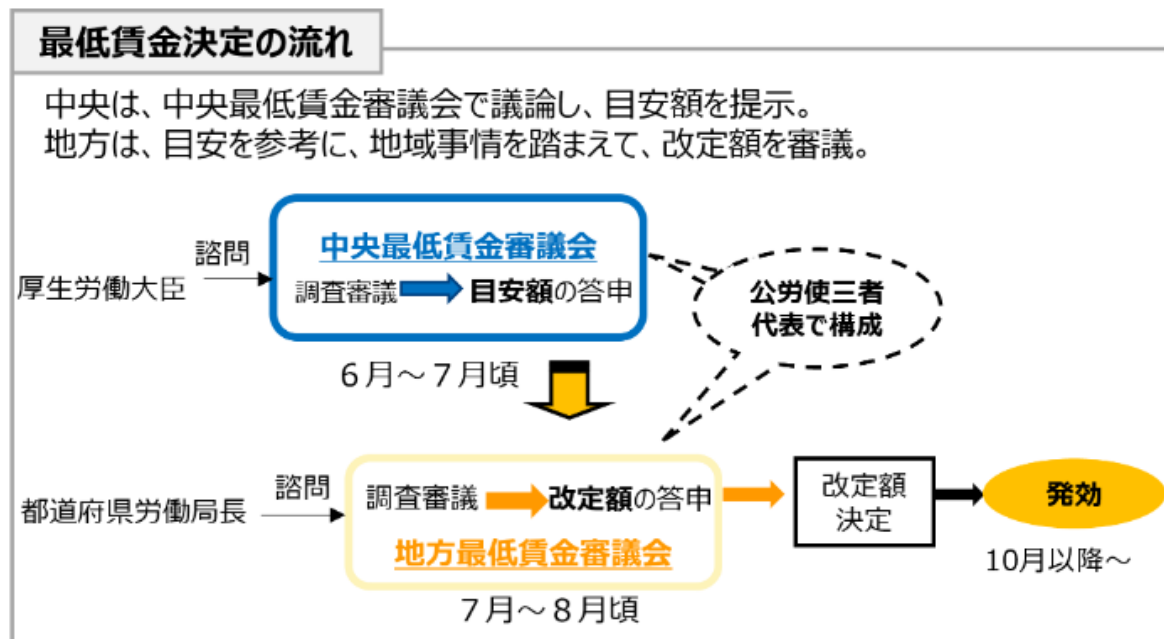
5 地域別最低賃金の改定については、別添のとおりです。

# 地域別最低賃金の改定

最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら審議を行い決定します。

地域別最低賃金については、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地方最低賃金審議会（公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成）での地域の実情を踏まえた審議・答申を得た後、異議申出に関する手続きを経て、都道府県労働局長により決定されます。

## （1）最低賃金改定のスケジュール



## （2）最低賃金の決め方

中央最低賃金審議会は、全都道府県をA・B・Cの3つのランクに分けて、改定額の「目安」を提示します。地方最低賃金審議会では、この目安を参考に、地域の実情を踏まえて、改定額の詰めの審議が行われます。また、近年は、諮問時に政府方針への配慮も求められるなど、その時々事情も考慮しています。

## （3）法定の三要素等の考え方

最低賃金法では、地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならないとされています（最低賃金法第9条第2項）。

また、労働者の生計費を考慮するにあたっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされています（同法第9条第3項）。

中央最低賃金審議会では、地域別最低賃金の引上げ額の目安の決定にあたっては、この三要素等のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねていくことが非常に重要であり、審議会の答申では、公益委員見解としてデータを示しながら目安の額を掲げています。

### 参考

最低賃金法（昭和34年4月15日法律第137号）（抄）

第9条第2項

地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならない。

第9条第3項

前項の労働者の生計費を考慮するにあたっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。